

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年7月21日号
発行：会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町民の皆さまへ

県内においてクラスターが相次いで発生しています。今月に入り、11件のクラスターが確認されており、うち9件が飲食店由来によるものです。学校では夏休みが始まり、お盆のシーズンを迎えるなど、お出かけの機会や、人との飲食の機会が増えることが想定されます。感染拡大防止のため、いま一度、お一人おひとりが日ごろの感染対策を振り返り、改めて取組の徹底をお願いいたします。

特に、緊急事態宣言地域や、まん延防止等重点措置地域を始めとした感染拡大地域との不要不急の往来は、原則、中止または延期をお願いいたします。また、デルタ株が拡大していることから、旅行や帰省などを含め、県境を越えるような移動をお考えの際にも、ご家族やご友人などと相談をし、極力控えてくださるようお願いいたします。加えて、飲食の機会においては、大人数や長時間の会食を避け、適度な酒量を心掛けるほか、会話時はマスクを着用し、大声での会話は控えましょう。

町内在住の方の感染が確認されています。感染された方には心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い回復をお祈り申し上げます。新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染された方を特定したり、偏見や差別的な言動は厳に慎んでくださるよう強くお願いをいたします。

コロナワクチン接種体制につきましては、町民皆さまのご協力とご理解によりまして、7月末には接種を希望される65歳以上の方々の接種が終了する予定です。ワクチン供給の不安な報道が見られますが、町は接種体制をはじめとし、迅速で的確な対策を進め、引き続き、感染拡大の防止にしっかりと取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

吉川 庄平

～町学生応援事業について町民の方からお礼のハガキをいただきました～

「学生就学支援事業では給付金と特産品をご送付頂きまして本当にありがとうございました。子どもは奨学金を活用しながら大学生活を送っていきまして、本当に助かります。子どもたちからもありがたかったと言われました。」

低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援「子育て世帯生活支援特別給付金（住民税非課税世帯分）」が支給されます。

申請方法など詳細については下記の問い合わせ先までご連絡ください。

支給対象 令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）がいる世帯（すでに支給されている方は対象となりません。）

【申請不要】令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている世帯で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
※同一世帯の対象児童全員分が申請不要。7月30日（金）振込予定

【要申請】上記以外の世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯
（令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象）

- ①令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

支給額 子ども1人あたり5万円
問 子ども課 子ども支援班 ☎84-3712

▼裏面の新型コロナウイルスワクチンの接種についてもご覧ください。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

対象者 福島県の時短営業協力金（令和3年1月15日～令和3年2月14日）の交付要件を全て満たし、交付決定を受けた者

協力金額 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3令別表第1（3）項に準拠した収容人員による

収容人数	30人未満	30人以上100人未満	100人以上
協力金額	5万円	20万円	50万円

申請期間 12月1日（水）まで

問/申込 下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出
産業課 商工観光班 ☎83-5711

福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」 信用保証料補助金

対象者 福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を利用する町内事業者のうち、売上高が5%以上15%未満の減少があった町内事業者で、福島県信用保証協会に信用保証料を支払い、令和3年5月31日（月）までに融資実行を受けた事業者

補助額 福島県信用保証協会に信用保証料を支払った額の2分の1を補助

問/申込 下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出
産業課 商工観光班 ☎83-5711

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助制度

対象者 次のいずれにも該当する事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、直接または間接的に影響を受けている、町内に事業所を置く「マル経融資」を利用した小規模事業者
- ②町商工会会員事業者であり、直近年度の年会費を完納していること

補助額 返済1～12回目（元金据え置き期間含む）までの支払利子額の80%（現行利率1%相当額）に相当する額または貸付利率のいずれか低い方（上限10万円）

申請期間 令和4年2月28日（月）まで

申込 町商工会 ☎83-3139

問 産業課 商工観光班 ☎83-5711 町商工会 ☎83-3139

サーモグラフィ導入補助金（延長）

対象者 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

※令和2年度本補助金を受けた方は対象外

対象機器 設置型サーモグラフィ（カメラ・モニターその他必要機器）

※町外支店・支所設置分は対象外

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限10万円 3台まで）

申請期間 令和4年2月28日（月）まで

問/申込 下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出
産業課 商工観光班 ☎83-5711

空気清浄機設置事業補助金（延長）

対象者 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を購入して設置した中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

※令和2年度本補助金を受けた方は対象外

対象機器 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円 3台まで）

申請期間 令和4年2月28日（月）まで

問/申込 下記窓口または町ホームページから申請書を取得して提出
産業課 商工観光班 ☎83-5711

国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが減少した世帯について、申請により国民健康保険税が減免されます。

- 対象** 令和3年4月～令和4年3月納期分の国民健康保険税
- 減免の条件** 以下の①～③のいずれかに該当する場合
- ①感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
 - ②感染症の影響により主たる生計維持者が事業などを廃止または失業した世帯
 - ③感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでの全てに該当する世帯
- ア 令和3年の主たる生計維持者の事業収入などの減少額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること。
- イ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免額 国民健康保険税額の10分の2～全額

申請期限 令和4年3月24日（木）

問 生活課 保険年金班 ☎84-1501

傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのため仕事を休んだ方について、申請により傷病手当金が支給されます。

対象者 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方のうち、被用者の方（事業主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いのため連続して4日間以上勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合に支給されます。

支給額 $(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 3\text{分の}2 \times \text{支給対象日数}^*$
 ※療養のため仕事ができない日から起算して4日目から勤務予定があった日数分（4日目から支給対象となります）。なお、支給額には上限があります。

支給対象期間 9月30日（木）

問 生活課 保険年金班 ☎84-1501（国民健康保険） ☎84-1513（後期高齢者医療保険）

生活困窮者自立支援金の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金（新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業・失業により町社会福祉協議会を通しての貸付）の再貸付が終了し、特例貸付が利用できない世帯に対し給付金が支給されます。なお、世帯状況により要件が変わりますので、詳細は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- 対象世帯**
- ①総合支援資金などの特例貸付を利用できない世帯であること。
 - ②町民税均等割が非課税となる収入額の12分の1および、生活保護の住宅扶助基準額以下であること（世帯合算）。
 - ③預貯金などの金融資産が②の6倍以下（ただし世帯合算で100万円以下）であること。
 - ④ハローワークに求職を申込み、一定の求職活動を行うこと。または、就労による自立が困難であれば生活保護申請を行うこと。

基準額（目安） (円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入など月額合計	111,000	155,000	183,000	218,000	252,000
預貯金合計	468,000	690,000	840,000	1,000,000	1,000,000

※①～④全て該当する世帯。

支給額 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間 3か月

申請期限 8月31日（火）

問 生活自立サポートセンター会津事務所（会津若松市社会福祉協議会内） ☎23-7445

新型コロナウイルスワクチンの接種について

町民みんなで、家庭、地域において、ワクチン接種を希望される方を一人も取り残さない体制で取り組みます

【 町内の状況 対象者:65歳以上 令和3年7月13日時点 】

予約受付	接種完了	
	1回目	2回目
4,817人	4,132人	2,863人
85.5%	73.34%	50.82%



【 接種券の送付・予約受付について 】

ワクチンの供給量の制限のため予約受付を一時停止していましたが、再開の目途が立ちましたので、お知らせします。

予約再開直後はコールセンターへの電話が繋がりにくいことが予想されます。町民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、時間をおいておかけ直しいただくなど、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

■7月15日に、50歳～64歳の方へ接種券を送付しました。基礎疾患がある方を優先に予約受付をします。詳しくは郵送された通知をご確認ください。

■基礎疾患の病名については、接種券に同封される「新型コロナワクチン接種のお知らせ」の裏面をご覧ください。事前の申請は不要です。

町内医療機関の予約受付	対象者
7月19日（月）午前9時～	12歳～64歳の障がいがある方 50歳～64歳の基礎疾患がある方
7月26日（月）午前9時～	上記以外の50歳～64歳の方

【 町内医療機関の接種予約について、インターネットでの受付を開始します 】

詳細については、接種券に同封される案内をご確認ください。

※65歳以上の方については、インターネットでの予約はできませんのでご了承ください。

◇◆新型コロナウイルスワクチンを接種した方へお願い◆◇

ワクチン接種後も、マスクの着用や手指消毒などの感染予防対策をお願いします。

副反応かな？と思ったら…

注射部位の痛み 疲労 頭痛 筋肉痛 悪寒 発熱など → ■比較的起きやすい副反応です
 ■接種後数日（おおむね2日）以内に回復します

2日間以上熱が続く場合や、症状が重い場合、ワクチンでは起こりにくい症状（発熱以外に咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れなど）がみられる場合には、医療機関等への受診や相談をご検討ください。

接種済証の再発行はできませんので、紛失しないよう大切に保管をしてください。

問 生活課 健康増進係 ☎93-6169